

箕面市広告事業実施要綱

（平成十八年三月二十二日箕面市訓令第二号）

改正（平成十八年四月六日箕面市訓令第二十七号）

改正（平成十九年四月四日箕面市訓令第三十六号）

改正（平成十九年十一月十二日箕面市訓令第五十八号）

改正（平成二十一年三月三十一日箕面市訓令第十四号）

改正（平成二十二年三月三十一日箕面市訓令第二十二号）

改正（平成二十三年三月三十日箕面市訓令第十三号）

改正（平成二十四年四月三日箕面市訓令第三十五号）

改正（平成二十四年十一月六日箕面市訓令第七十四号）

改正（平成二十五年四月五日箕面市訓令第四十二号）

改正（平成二十六年四月八日箕面市訓令第二十六号）

改正（平成二十七年四月六日箕面市訓令第二十七号）

改正（平成二十九年四月十二日箕面市訓令第三十四号）

改正（平成三十年四月六日箕面市訓令第二十一号）

改正（令和三年四月十二日箕面市訓令第三十八号）

改正（令和四年四月十八日箕面市訓令第二十四号）

（目的）

第一条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに關し、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源の確保及び事業の経費節減を図り、もつて市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに広告主等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

（定義）

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 広告媒体 次に掲げる市の資産等のうち広告掲載が可能なもののをいう。

イ 市の広報印刷物

ロ 市のホームページ

ハ 市の財産

二 その他広告媒体として活用できるもの

二 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

三 広告事業 市の資産等に広告掲載する事業をいう。

四 広告主等 市の資産等に広告を掲載しようとする業者及び広告代理業を営む者をいう。

五 所管部長 広告媒体となる市の資産等を所管する部局室長をいう。

（広告の範囲）

第三条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 三 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- 四 政治性のあるもの
- 五 宗教団体による布教の推進を主たる目的とすると認められるもの
- 六 個人の氏名を広告するもの

七 社会問題について主義主張するもの

八 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれのあるもの

九 美観風致を害するおそれのあるもの

十 当該広告の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

十一 前各号に掲げるもののほか、市の資産等に掲載する広告として妥当でないと認められるもの

（広告掲載をしない業種又は業者）

第四条 次の各号のいずれかの業種又は業者に該当する広告は、広告掲載をしない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条各項のいずれかに該当する営業を行いう業種又は業者

二 消費者金融その他これに類する業種又は業者

三 たばこに関する業種又は業者

四 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により再生手続開始の申立てをした業者又は会社更生法（平成十四年法律

第一百五十四号）の規定により更生手続開始の申立てをした業者

五 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成八年箕面市訓令第二号）の規定により指名停止を受けている業者又は同要綱に規定する指名停止基準に該当する事実を確認した業者

六 反社会的行為に係る業種又は業者

2 前項第一号から第五号までの規定にかかわらず、広告主等が掲載

しようとする広告の内容が同項各号に規定する業種又は業者に関するものでないと所管部長が特に認める場合は、広告掲載をすること

とができる。

3 広告掲載が決定し、又は広告掲載が実施された後に第一項各号のいずれかの業種又は業者（前項の規定により認められた場合を除く。）に該当することが判明した場合は、当該広告掲載の停止等を行ふものとする。

（検討会議）

第五条 市の広告事業の方針決定及び所管部長が作成する要領等を検討するため、箕面市広告事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討会議の委員は、市政統括監、総務部長、地域創造部長及びみどりまちづくり部担当部長とする。

3 検討会議の議長は、地域創造部長をもつて充てる。

4 検討会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 検討会議の議長は、必要があると認めたときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（審査会）

第六条 広告媒体に掲載する広告等を審査するため、箕面市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

一 広告主等の業種及び業者

二 掲載する広告の内容

三 前二号に掲げるもののほか広告掲載についての疑義

3

審査会の委員は、人権文化部人権施策室長、地域創造部副部長、地域創造部箕面営業室長、地域創造部地域活性化室担当室長（行政財産の管理の調整に関する事務を所掌する者）、みどりまちづくり部まちづくり政策室長及び教育委員会事務局子ども未来創造局学校教育室長をもつて充てる。

4 審査会の議長は、地域創造部副部長をもつて充てる。

5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審査会の議長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に關係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
(要領の作成)

第七条 所管部長は、所管する市の資産等に広告掲載をするときは、要領を作成しなければならない。

2 前項に規定する要領には、次の事項を記載するものとする。

一 広告の内容

二 広告料

三 広告の規格

四 広告の掲載期間

五 広告主等の募集及び選定方法

3 所管部長は、要領について検討会議の承認を得なければならぬ。
(広告掲載の募集)

第八条 所管部長は、要領について検討会議の承認を得たときは、要領に基づき広告主等の募集を行うものとする。

2

所管部長は、広告掲載について応募があったときは、広告主等、広告内容等について審査会の承認を得なければならぬ。

（広告掲載の判断）

第九条 所管部長は、前条第二項の規定により審査会の承認を得たときは、この要綱に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

（広告掲載の取消し）

第十条 所管部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 指定する期日までに広告料の納入がない場合
- 二 広告の内容に虚偽の事実があることが判明した場合
- 三 広告の内容が前条の規定により広告掲載を決定した内容と異なると認められた場合
- 四 広告主において、市の名譽若しくは信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があつた場合

（庶務）

第十一条 検討会議及び審査会の庶務は、地域創造部箕面営業室において行う。

（委任）

第十二条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成一八年箕面市訓令第十七号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成一九年箕面市訓令第三十六号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成一九年箕面市訓令第五十八号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十一年箕面市訓令第十四号）

この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年箕面市訓令第二十二号）

この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年箕面市訓令第十三号）

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年箕面市訓令第三十五号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十四年箕面市訓令第七十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十五年箕面市訓令第四十二号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十六年箕面市訓令第二十六号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十七年箕面市訓令第二十七号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十九年箕面市訓令第三十四号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成三十年箕面市訓令第二十一号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和三年箕面市訓令第三十八号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和四年箕面市訓令第二十四号）
この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和五年箕面市訓令第三十二号）
この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和七年箕面市訓令第四十号）